

議事の運営について

レベル4 モビリティ・アクセラレーション・コミッティ（以下「コミッティ」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. コミッティは、許認可に係る個社の非公開情報を扱う可能性があるため、原則として非公開とする。
ただし、事業者の意向も踏まえ、公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
2. 配付資料及び議事要旨は、許認可に係る個社の非公開情報を扱う可能性があるため、原則として非公開とする。ただし、事業者の意向も踏まえ、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公開とすることができる。
3. 自治体の出席は、各回で説明を行う事業者がサービスを想定している地域の都道府県または市区町村の職員に限る。
4. 特に必要と認める場合には、委員以外の出席を求めることができる。
5. この運営規則に定めるもののほか、コミッティの運営に関し必要な事項は、製造産業局に一任する。